

## 軽音楽部規約

- 第一条 本会は軽音楽部と称する。
- 第二条 本会は音楽を通して、技術の向上と学生の交流を目的とする。
- 第三条 本会は毎週水曜日に、体育館会議室に集まり練習を行う。
- 第四条 本会は次の役員で構成する。
- |     |    |                         |
|-----|----|-------------------------|
| 部長  | 一名 | この会の代表し、部員を招集する。        |
| 副部長 | 二名 | 部長の補佐をして、部長の職務の補佐を務める。  |
| 会計  | 一名 | 会計事務の処理をする。             |
| 広報  | 一名 | 部員の勧誘の指揮、イベント時の広報を担当する。 |
- 第五条 役員 5 名は、全会員の中から毎年一回の会議により選出する。
- 第六条 本会の経理は会計によって処理され、その経理報告は全会員に対して公開されるものとする
- 第七条 軽音学部は大学、浜田での音楽活動の活性化のために活動する。
- 第八条 年に一回以上の学外活動を行う。それと同時に地元の方との交流を深める。
- 第九条 使用施設内でのマナーは必ず守る。
- 第十条 騒音等のことを考慮して、活動時には気を配ること。
- 第十一条 部員一人一人が、必ず協力すること。
- 第十二条 個人の所有物以外の機材を使用しているので、扱いには気をつけること。部の調和を乱す者は退部してもらおう。
- 第十三条 部費は月 1000 円以上とする。払わない者には、警告する。
- 第十四条 礼節を大切にすること。他人への感謝の気持ちというのを忘れずに行動しよう。

### 附則

- この規約は平成 13 年 6 月 6 日から施行する。
- この規約の一部を改訂し、平成 28 年 4 月 8 日より適用する。